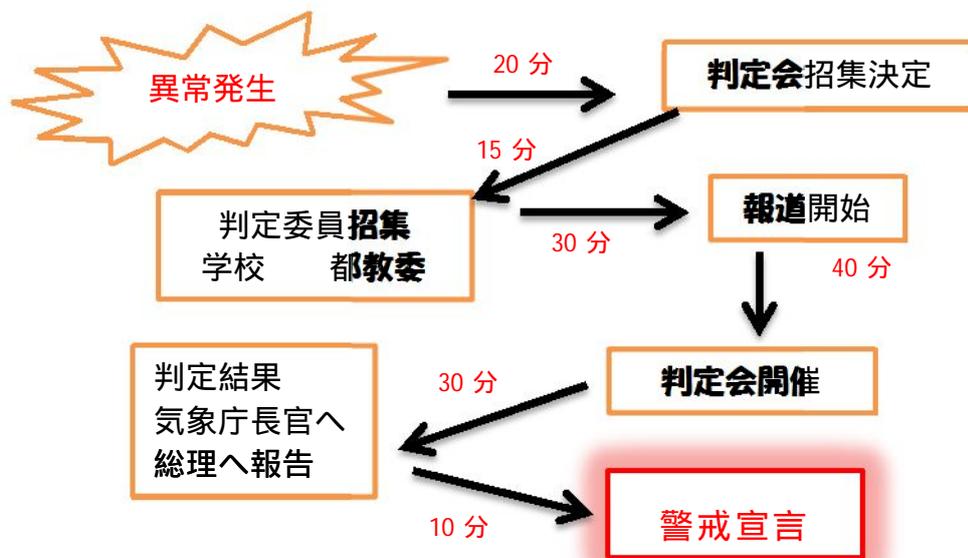


# 緊急時対応マニュアル家庭版

江戸川区立平井小学校

## 地震警戒宣言に伴う対応措置

異常発見 から 警戒宣言発令 までの時間帯



### 1 事前の措置

- (1) 地震・火災等の緊急時における安全対策を基本とする。
- (2) 警戒宣言時の臨時休業措置と授業の再開  
警戒宣言が発せられた時点で、原則として授業を打ち切り、解除まで臨時休業とする。  
警戒宣言解除の授業の再開  
午前6時以前の解除・・・平常通り  
午前6時から午前10時までの解除・・・午後から授業  
午前10時以降の解除・・・翌日から授業
- (3) 児童の下校時の安全確認の措置  
原則、保護者の引き取りとする。保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置く。  
引き取り時は、引き渡しカード（別紙）により確実に行う。  
各地区班の担当教員は、安全を確認しながら途中まで引率する。状況により時差下校も行う。ただし、あらかじめ各保護者や地域等との取り決めにより、各地域別の集団下校等、児童を安全に下校させる取り決め等が交わされている場合はこの限りではない。
- (4) 残留児童の保護  
(3)における保護者が迎えに来る児童については、保護者と連絡をとりながら学校で保護する。担当は、学区域外を含む地区別班の教員とする。

## 2 判定会招集時から警戒宣言時までの対応

### (1) 判定会招集の報道がでた場合

登校前（在宅中）は判定会の結果ができるまで在宅する。連絡には「連絡メール2」を使用する。

登校中はそのまま登校させる。

在校中

ア 授業中の場合は、直ちに授業を中止し、学級指導に切り替える。学級指導の内容は次の通り。

- ・ 班別下校の確認 各地区別班の確認
- ・ 残留児童の確認と保護者への連絡
- ・ 保護者への引き渡し時の確認 保護者への事前の周知と連絡手段
- ・ 授業再開について（ - (2) - ）
- ・ 帰宅後の注意

イ 「休み時間」の場合は、直ちに学級へ入り、学級指導に切り替える。後は授業中の場合と同じ。

ウ 放課後の場合は、すべての校内活動を中止して、校庭（体育館）に集合させる。以後の指導は授業中の場合に準じる。

下校途中はそのまま下校させる。

### (2) 警戒警報が発せられた場合

在宅中の場合は登校しない

在校中

ア 情報の収集を行い、校内放送により情報を伝達する。

イ 校庭（体育館）で地区別班に集合し、人員を確認する。人員の確認は、班担当教員 副校長 校長

ウ 保護者への連絡と引き取りの手順を確認する。

エ 引き渡しカードにより保護者への引き渡しを実施する。

オ 残留教職員による消火設備等の点検をする。

カ P T A会長及び校外委員長、地域班班長に情報連絡をし、下校の安全指導の依頼をする。（生活指導主任）

キ 教育委員会へ残留児童の人数、処置の報告を行う。

校外指導時

ア 移動教室等宿泊を伴う指導の場合は、担当地区の官公庁と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡をとり、区教育委員会や保護者へ連絡する。

イ 遠足等の場合は、原則として帰校し、在校生と同じ措置をとる。

残留児童の保護のための措置

警戒宣言時の被害軽減措置

ア 水の汲み置き

イ 備品等の転倒・落下防止

ウ 火気による火災防止

エ 薬品類による火災防止（理科実験用薬品類の管理）

オ 消火器及び応急備品の点検

# 災害発生時の避難

火災や地震などの災害の時、冷静に行動し、避難することが大切である。そのためには、避難方法や避難経路を確認し、基本的な避難行動及び災害防止の心構えを身に付けておく必要がある。

## 1 火災

- (1) 発見者はすぐに先生に知らせる。報告を受けた先生は、近くの火災報知機のボタンを押す。その後、近くの教職員に声をかけ、初期消火が可能な場合は、消火器で初期消火にあたる。その際、教職員の一人は職員室に向かい、状況を報告する。
- (2) 火災の場合は、発生場所によって避難経路が異なる。したがって、火災発生場所が確認できた時点で、管理職を中心として、避難経路を決定する。緊急放送で、決定された避難経路を知らせる。
- (3) 非常ベル・緊急放送または、先生の指示に従い、第1次避難場所（校庭藤棚前に避難を開始する。その際は、防災頭巾をかぶり、ハンカチで口や鼻を覆い、低い姿勢で、「おさない かけない しゃべらない もどらない」を厳守する。
- (4) 避難経路

家庭科室・理科室より出火・・・西側玄関・西階段使用不可

中央玄関（中央階段）・・・2・3・5・6年教室・3階算数ルーム・2階算数ルーム・ランチルーム・職員室・保健室

東側階段（東側玄関）・・・1・4年教室・すくすく

図工室口・・・図書室・図工室・音楽室・パソコン室・多目的教室  
体育館出口・・・体育館・家庭科室（体育館通過）

職員室・主事室より出火・・・中央玄関・中央階段使用不可

西側階段（西側玄関）・・・2・3・5・6年教室・3階算数ルーム・2階算数ルーム・ランチルーム・職員室・保健室・理科室

東側階段（東側玄関）・・・1・4年教室・すくすく

図工室口・・・図書室・図工室・音楽室・パソコン室・多目的教室  
体育館出口・・・体育館・家庭科室（体育館通過）

すくすくより出火・・・東側・中央玄関・東側・中央階段使用不可

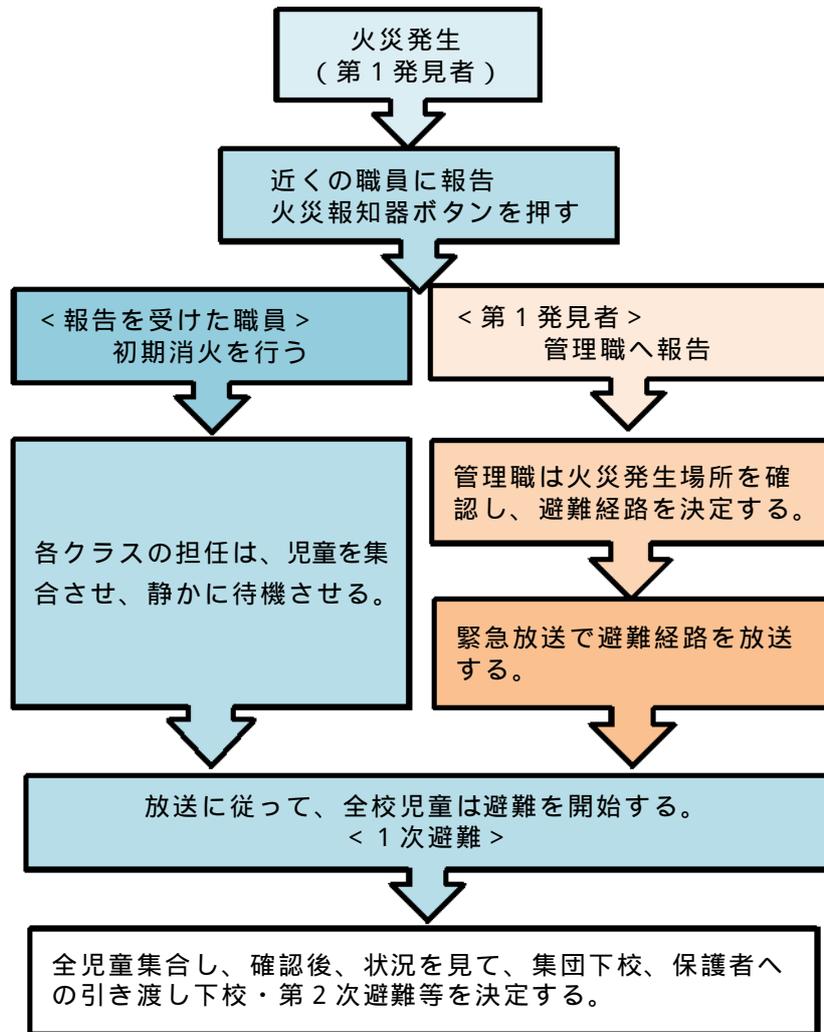
西側階段（西側玄関）・・・4・5・6年教室・3階算数ルーム・ランチルーム・職員室・保健室

図工室口・・・図書室・図工室・音楽室・パソコン室・多目的教室  
職員室・保健室・理科室

体育館出口・・・1・2・3年教室・2階算数ルーム・体育館・家庭科室（体育館通過）

- (5) 出火した階及び出火のすぐ上の階を優先させる。他に手段のない場合は、避難器具（救助袋）を使用する。
- (6) 校庭の第1次避難場所に到着順に集合する。引率教員が直ちに人員確認を行い、副校長に報告する。
- (7) 状況を見て、集団下校・保護者への引き渡し・第2次避難等を決定する。

< 火災発生時のフローチャート >



## 2 地震

**非常ベル**「地震が発生しました。すぐに机（すぐに机の下にもぐり、机の脚をしっかりと握りなさい。廊下にいる児童は近くの教室へ避難しなさい。校庭や体育館にいる児童は、まん中に集まって、座りなさい。玄関の子は、外に出て、建物から離れて座りなさい。  
< 揺れが収まったら避難開始の放送をする >  
i ( )より火災が発生しました。( )階段を使って、校庭に避難しなさい。  
『お・か・し・も』の約束を守りましょう。それでは、避難開始！

### (1) 避難経路

出火場所を確認し、適切な経路を選択する。

- ・ 出火場所から遠ざかる方向に避難する。
- ・ 出火場所に近接した階段の使用は避ける。

日頃から適切な経路をすばやく選択できるように 珥K段等の位置を把握する。

### (2) 避難の手順

出火場所の確認	避難経路の確認	廊下に整列	人員確認
避難開始	校庭に整列	頭を抑えながら人員点呼	報告(副校長へ)



火元確認、初期消火

初期消火・・・消火器・消火栓

避難・誘導・人員確認

教室、階段、避難場所等へ急行

児童保護、誘導、整列、点呼

人員確認 本部へ報告（副校長）

応急救護（二次被害防止に留意する）

現場へ急行

養護教諭を中心に救出・応急救護にあたる。

状況に応じた生徒の下校・引き渡し

引き取り名簿を確認する。

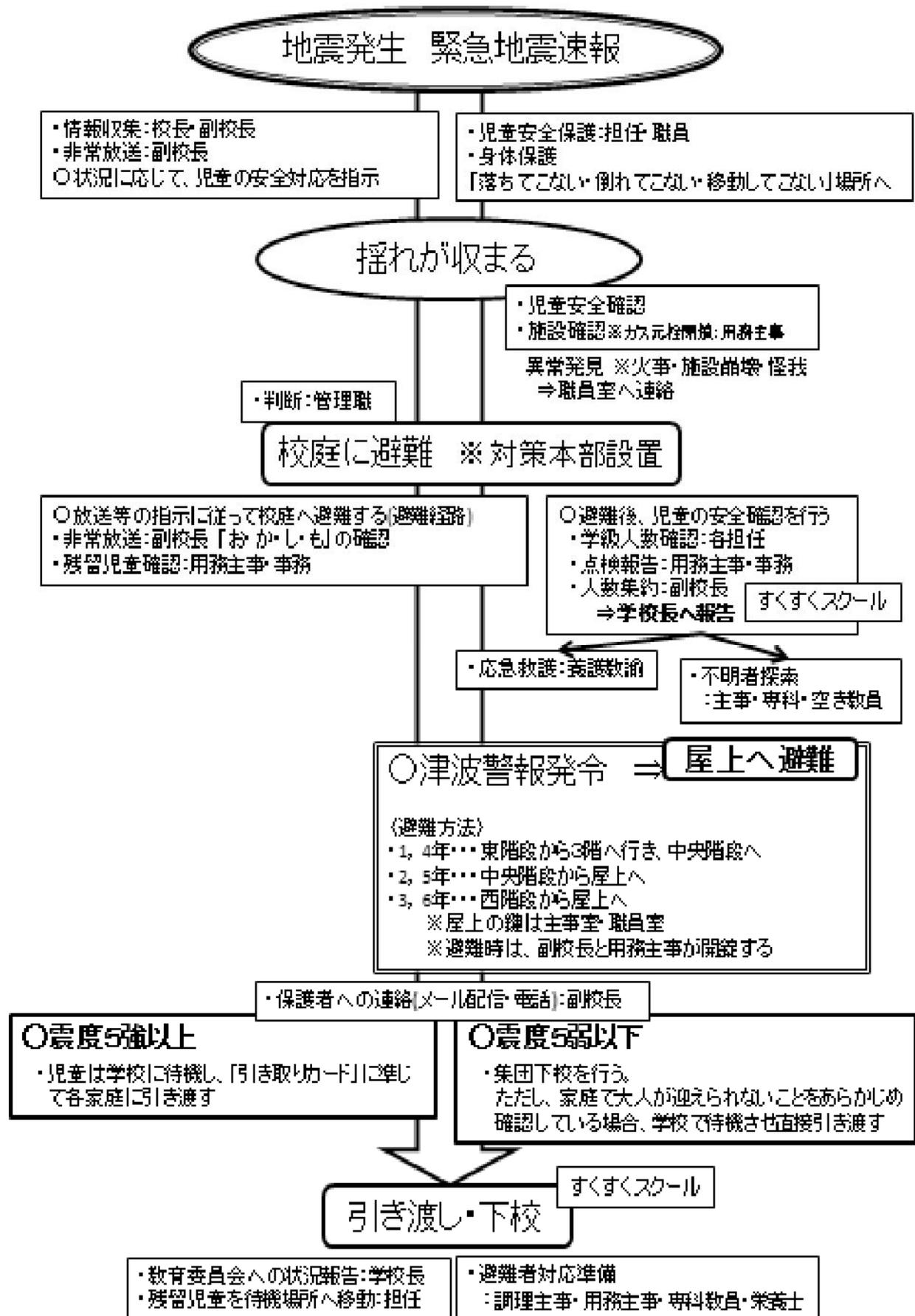
一斉メール等で保護者と連絡を取り、状況に応じて児童の引渡しを開始する。

保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。

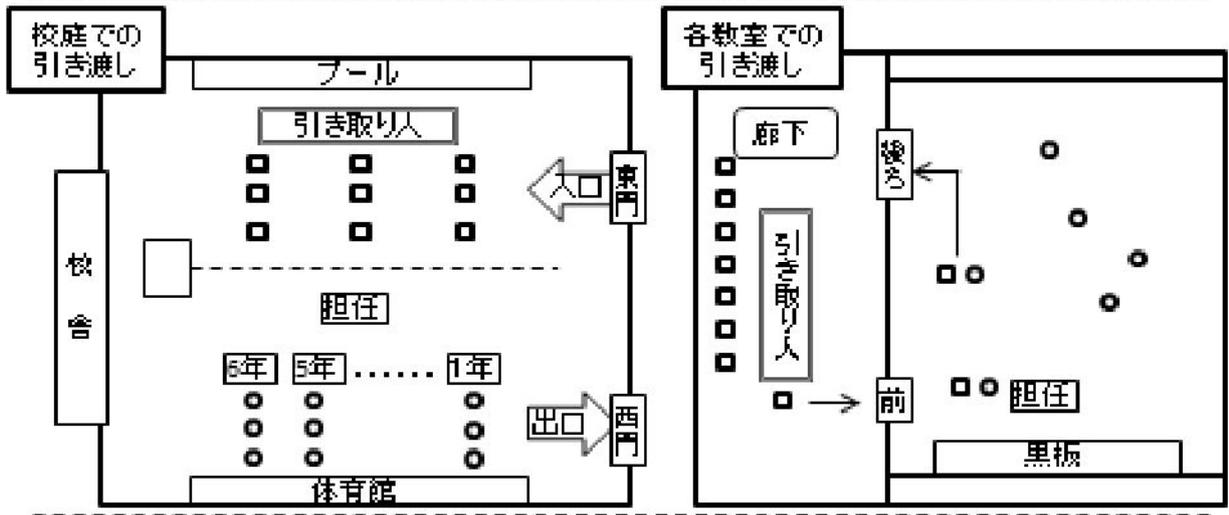
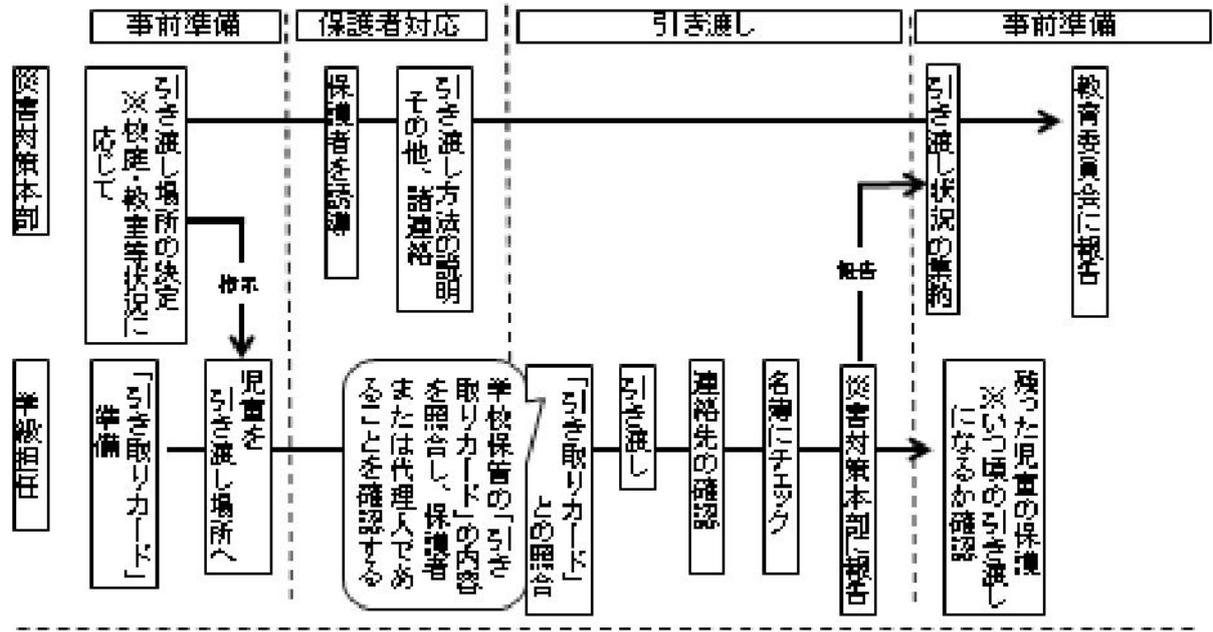
必ず保護者に引き渡す。

震度5強以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。時間がかかっても、保護者が引き取りに来るまでは児童を学校で保護しておく。
震度5弱以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童については、学校で待機させ保護者の引き取りを待つ。

# 地震時対応図



# 避難後における校内引き渡し



平成 年度  
平成 年度 **警戒宣言発令時 児童引き取りカード**

年 組	児童氏名
年 組	

引き取り者

引き取り者氏名	連絡先 (児童との関係)	連絡先 (電話番号)
第1		
第2		
第3		

本校在学中の兄弟姉妹

年 組	年 組
年 組	年 組

※このカードは次年度にも使用しますので、上詰めでご記入ください  
 ※前年度から変更する場合は、赤書きで訂正してください。

# 不審者侵入時の措置

## 不審者の定義

### A 不審者として、発見者がすぐに管理職へ報告する事例

(必要であれば、応援を呼び児童の避難を優先させる)

- ・奇声を発したり、独り言をつぶやいたりしている
- ・手に刃物や火器など、危険と判断される物を持っている
- ・児童に危害が及ぶ恐れのある行動をしている
- ・校内を許可なく撮影している

### B 不審者の疑いありとして、発見者が声をかけるべき事例

- ・ネームプレートを身に付けていない。(業者の可能性も有り)
- ・来校者名簿に記載することなく校内へ侵入する
- ・何をするわけでもなく、校内に長時間留まっている

## 日常における安全対策

### 1 門の管理

東門、西門は8時30分以降閉門する。(カギはかけない)

正門は常時閉門する。(カギはかけない)

放課後は、児童が自ら門を開け閉めするため、各門常に閉門する(カギはかけない)

### 2 来校者への事前の案内

全ての来校者は、**正門を使用する**。(PTA活動、児童送迎等)

来校者は、必ず正面玄関にあるインターホンを使用する。

来校者は、正面玄関の来校者名簿に記帳する。

**保護者が来校する際は、必ずネームプレートを持参し、校内では常に身に付ける。**

#### 【参考 すくすくの迎えについて】

- ・17時までのすくすく、学童のお迎えは、登下校で使用する東門、西門を使用する。
- ・17時以降のすくすく、学童のお迎えは、正門を使用する。

### 3 来校者への職員の対応

東門・西門から来校する来校者には、**必ず気が付いた者が用件を聞き**、正門からの入校と、来校者名簿への記入を案内する。

校内にてすれ違う**来校者には、必ず目を見て挨拶をする**。不審な点がある場合には、すぐに管理職へ連絡する。

ネームプレートを身に付けていない来校者には職員室(または主事室、事務室)を案内し、職員室にいる職員(または主事)が対応する。

通常授業を観察する保護者には、必ず声をかけて誰の保護者なのかを確認する。

校庭での授業を門外から観察している人がいる場合はこの限りではないが、不審な行動が見られる場合は、管理職に報告し、管理職または主事が声をかける。

**※ 不審者の侵入を許さないという強い姿勢を見せるためには「日常での声掛け」が一番。**

**※ 校内・校外問わず、学校周辺では地域住民に挨拶をすることを意識する。**

## 4 校内巡視体制

不審者侵入の予防、侵入の早期発見の為に、以下の校内巡視を実施する。

始業前

- ・ 副校長は、防犯カメラの動作確認をする。
- ・ 週番は登校児童の様子を観察する。
- ・ 主事は各門、玄関周辺を監視する。

授業中

- ・ 副校長は、学校全体を巡視する。（各玄関の閉門、さすまたに異常がないか等）
- ・ 主事は、各門、玄関周辺を監視する。

休み時間

- ・ 副校長・主事は、校庭の児童の観察及び各門の監視を行う。
- ・ 週番は、校内巡視の後、校庭の児童の観察及び各門の監視を行う。

放課後

- ・ 週番は、校内巡視の後、各玄関の施錠を行う。居残り児童がいる場合は、該当学級の担任が指導後に玄関を施錠し、週番に報告する。
- ・ 副校長は、来校者台帳を確認する。退勤時に、防犯カメラのモニタの電源を落とす。
- ・ 主事は、各門、各玄関周辺を監視する。

## 5 学校行事、日常における安全確保が困難な場合の対応

運動会など、PTAの協力が仰げる場合

- ・ 副校長が事前に不審者対応について確認しておく（不審者を発見した場合の対応等）

学校公開など、校内に不特定多数の来校者がある場合

- ・ 主事は各門、玄関周辺を監視し、来校者名簿への記入及びメモの確認を行う。
  - ・ **担任、専科は、授業中に不審者または不審者と疑われる人物を見つけた場合には、保護者や来校者への協力を仰ぎ、副校長へ報告する。**（その後は、「不審者への対応」を参照）
- 校内電話のある教室では、校内電話を使って報告する。

その他留意すべき行事

- ・ 入学式、卒業式、学芸会、展覧会、音楽会などでは、副校長が事前に不審者対応について確認し、教職員に周知しておく。

## 6 登下校時における安全確保

定められた通学路による登下校を指導する。（異なる通学路を通る場合は、必ずその都度保護者に連絡帳で知らせてもらう）

防犯ブザーの点検を定期的に行う。使用できない場合はすぐに交換をする。

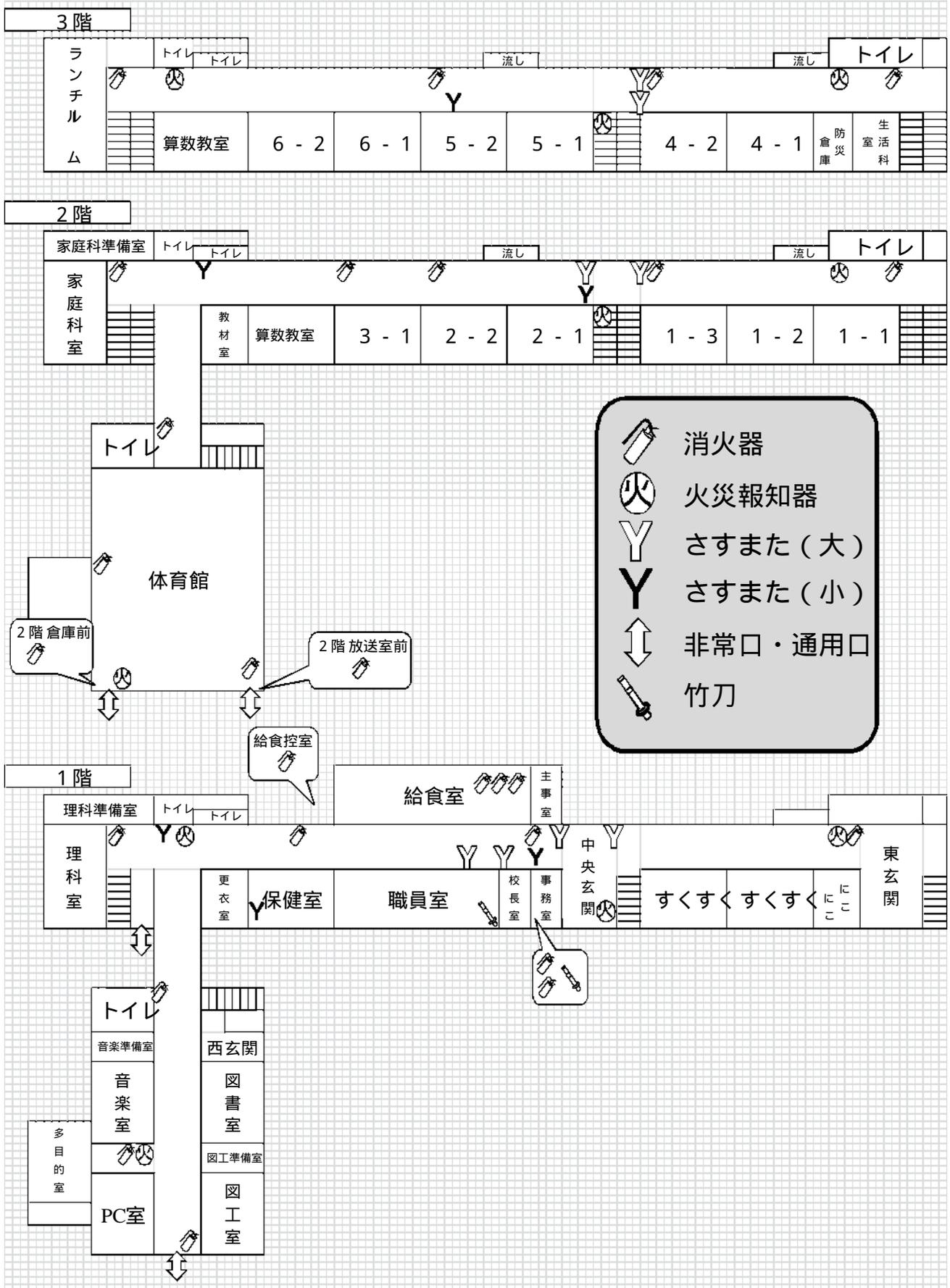
スクールガードとの定期的な情報交換を実施する。（不審者情報の共有、早期発見）

不審者情報が学校に入った場合には、副校長に報告する。

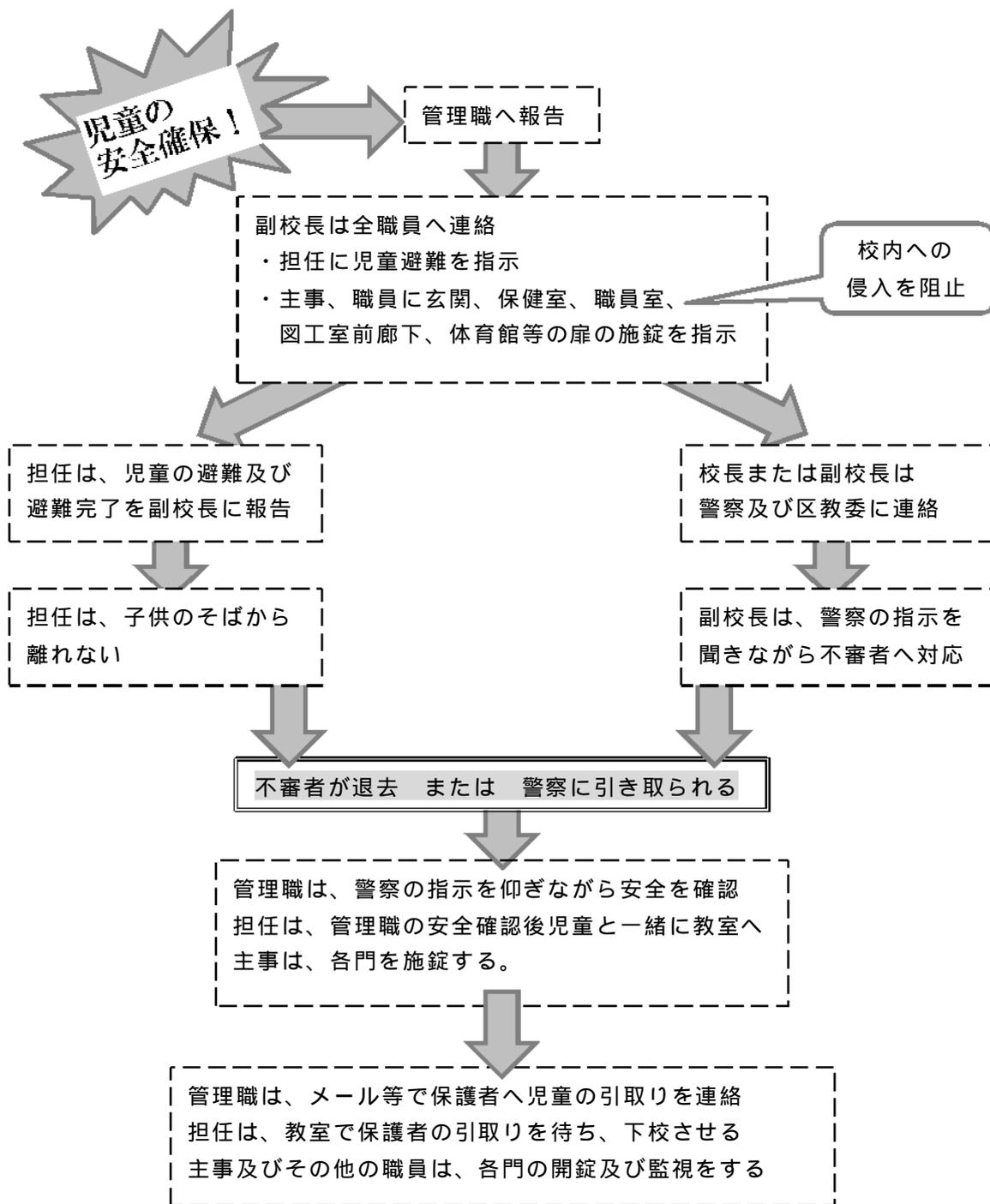
- ・ 必要があれば、メールで不審者情報を保護者に発信する。（場所、時間、不審者の特徴など）
- 登下校時に不審者と遭遇した場合には、以下の行動をとるように指導しておく。
- ・ 防犯ブザーを鳴らしたり、大声をあげたりしながらすぐに逃げる
  - ・ 子供110番の家、学校、自分の家など、安全が確保できる場所に逃げ込む。
  - ・ 逃げ込んだ先で、すぐに110番をしてもらうようにする。

（学校への連絡よりも先に、まずは110番！）

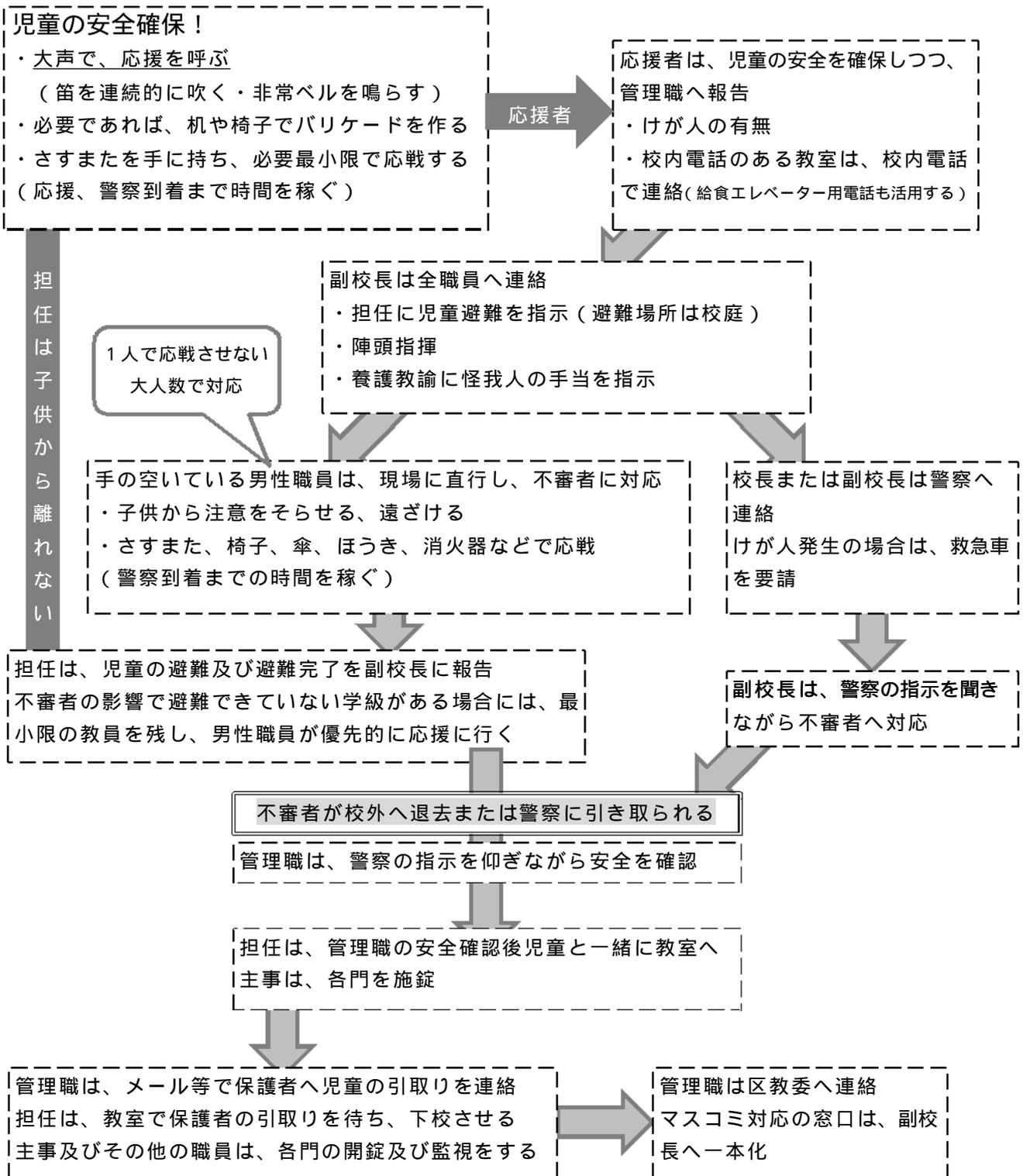
7 校内の非常口、通用口、防犯機材の設置場所



1 校庭で不審者を発見した場合



## 2 校舎内で不審者を発見した場合



## 事故発生時の救急体制

